

別表第1（第2条、第3条関係）

日常生活用具給付事業対象種目

（単位：円）

区分	種目	対象者		性能	対象年齢	耐用年数	基準額
		<u>障害者手帳</u> 所持者	難病患者等				
介護・ 訓練 支援 用具	特殊寝 台	下肢又は体 幹機能障害 2級以上の 者	寝たきりの 状態にある 者	原則として頭 部及び脚部の 傾斜角度を個 別に調整でき る機能を有す るもの	学 齡 児 以 上	8 年	<u>169,</u> <u>400</u>
	特殊マ ット	下肢若しく は体幹機能 障害1級(障 害児の場合 は2級以上) 又は知的障 害Aの者	寝たきりの 状態にある 者	褥瘡の防止、失 禁等による汚 染又は損耗を 防止できる機 能を有するも の	3 歳 以 上	5 年	<u>21,5</u> <u>60</u>
	エア－ マット	下肢又は体 幹機能障害 1級で、常時 介護を要す る者  【所得税非 課税世帯】	—	褥瘡を予防す る効果がある もの（ただし、 送風機付きの ものに限る。）	1 8 歳 以 上	1 回 限 り	<u>90,6</u> <u>40</u>
	特殊尿 器	下肢又は体 幹機能障害 1級で、常時 介護を要す	自力で排尿 できない者	尿が自動的に 吸引されるも ので、障害者 (児)又は介護	学 齡 児 以	5 年	<u>73,7</u> <u>00</u>

	る者		者が容易に使用できるもの	上			
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で、入浴に介助を要する者	—	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	3歳以上	5年	<u>90,640</u>	
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上で、常時介護を要する者	寝たきりの状態にある者	介護者が障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	学齢児以上	5年	<u>16,500</u>	
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	下肢又は体幹機能に障害がある者	介護者が障害者（児）を移動させるにあたって、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	3歳以上	4年	<u>174,900</u>	
訓練用ベッド	—	下肢又は体幹機能に障害がある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	6歳以上18歳未満	8年	<u>175,120</u>	
自立	浴槽	下肢又は体	—	障害者（児）が	学	8	<u>100,</u>

生活 支援 用具	(湯沸 器を含 む)	幹機能障害 2級以上の 者		容易に使用で きるもの	齢 児 以 上	年	<u>1 0 0</u> 個別給付 浴槽 <u>6 4, 1</u> <u>3 0</u> 湯沸器 <u>5 5, 0</u> <u>0 0</u>
	入浴補 助用具	下肢又は体 幹機能障害 があり、入浴 に介助を要 する者	入浴に介助 を要する者	入浴時の移動、 座位の保持、浴 槽への入水等 を補助でき、障 害者(児)や介 助者が容易に 使用できるも の。ただし、設 置に当たり住 宅改修を伴う ものを除く。	3 歳 以 上	8 年	<u>9 9, 0</u> <u>0 0</u>
	便器	下肢又は体 幹機能障害 2級以上の 者	常時介護を 要する者	障害者(児)や 介護者が容易 に使用できる もの(手すりを 付けることが できる。)ただ し、取替えに当 たり住宅改修 を伴うものを 除く。	学 齢 児 以 上	8 年	便器 <u>4, 9 0</u> <u>0</u> 手すり付 き <u>6, 0 0</u> <u>0</u> 増
	T字杖、 棒状の	平衡機能、下 肢又は体幹	—	障害者(児)が 容易に使用で	3 歳	4 年	<u>3, 3 0</u> <u>0</u>

杖	機能障害がある者 【所得税非課税世帯】		きるもの	以上		
移動、 移乗支援用具	平衡機能、下肢又は体幹機能障害があり、家庭内の移動等において介助を要する者	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	3歳以上	8年	<u>66,000</u>
頭部保護帽	次のいずれかに該当す	精神障害があり、てんか	転倒の衝撃から頭部を保護	—	3年	スポンジ、革製

	<p>る者で、頻繁に転倒するもの</p> <p>【施設利用者も可】</p> <p>ア 平衡、下肢又は体幹機能障害がある者</p> <p>イ 知的障害Aの者</p>	<p>んの発作等があるもの</p>	<p>できるもの</p>			<p><u>16,720</u></p> <p>スポンジ、革、プラスチック製</p> <p><u>40,430</u></p> <p>既製品</p> <p>80%の範囲内</p>
電磁波防護服	<p>心臓機能障害があり、ペースメーカー又はICD等の植え込み手術を行った者</p>	—	<p>ペースメーカー又はICD等の不適切作動を防止する効果があるもの</p>	—	5年	<p><u>22,000</u></p>
特殊便器	<p>上肢障害2級以上又は知的障害Aの者</p>	<p>上肢機能に障害がある者</p>	<p>温水、温風を出すことができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	<p>学齢児以上</p>	8年	<p><u>166,320</u></p>
火災警報器	<p>身体障害2級以上又は知的障害Aで、火災発生の感知及び</p>	<p>難病患者等で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブ</p>	—	8年	<p><u>17,050</u></p>

	避難が著しく困難な者 (障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯) 【所得税非課税世帯】	(難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯) 【所得税非課税世帯】	ザーで知らせることができるもの			
自動消火器	身体障害2級以上又は知的障害Aで、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者 (障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯) 【所得税非課税世帯】	難病患者等で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者 (難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯) 【所得税非課税世帯】	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	—	8年	<u>31,570</u>
電磁調理器	視覚障害2級以上又は知的障害Aの者(視覚若しくは知的障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	—	障害者が容易に使用できるもの	18歳以上	6年	<u>45,100</u>
歩行時	視覚障害2	—	視覚障害者	学	1	<u>7,70</u>

	間延長 信号機 用小型 送信機	級以上の者		(児)が容易に 使用できるも の	齡 児 以 上	0 年	<u>0</u>
	屋内信 号装置	聴覚障害2 級の者(聴覚 障害のみの 世帯又はこ れに準ずる 世帯で日常 生活上必要 と認められ る世帯)	—	音声等を視覚、 触覚等により 知覚できるも の	1 8 歳 以 上	1 0 年	<u>96,1</u> <u>40</u>
在宅 療養 等支 援用 具	透析液 加温器	じん臓機能 障害があり、 自己連続携 行式腹膜灌 流法(CAPD) による透析 療法を行う 者	—	透析液を加温 し、一定温度に 保つもの	—	5 年	<u>56,6</u> <u>50</u>
	ネブラ イザー (吸入 器)	次のいずれ かに該当す る者 ア 呼吸器 機能障害 3級以上 の者 イ 音声機 能障害が あり、喉頭	呼吸器機能 に障害があ る者	障害者(児)や 介護者が容易 に使用できる もの	—	5 年	<u>39,6</u> <u>00</u>

	摘出した者					
電気式たん吸引器	次のいずれかに該当する者 ア 呼吸器機能障害3級以上の者 イ 音声機能障害があり、喉頭摘出した者	呼吸器機能に障害がある者	障害者（児）や介護者が容易に使用できるもの	—	5年	<u>62,040</u>
酸素ボンベ運搬車	<u>呼吸器機能障害がある者</u>	<u>医療保険における在宅酸素療法を行う者</u>	障害者や介護者が容易に使用できるもの	—	10年	<u>18,700</u>
体温計（音声式）	視覚障害2級以上の者（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	—	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	学齢児以上	5年	<u>9,900</u>
体重計	視覚障害2級以上の者（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	—	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	学齢児以上	5年	<u>19,800</u>



		帯)					
	動脈血 中酸素 飽和度 測定器 (パル スオキ シメー ター)	次のいずれ かに該当す る者 ア 呼吸器 機能障害 がある者 イ 肢体障 害2級以 上で、呼吸 の管理が 必要な者	人工呼吸器 の装着が必 要な者	呼吸状態を継 続的にモニタ リングするこ とが可能な機 能を有し、障害 者(児)及び介 護者が容易に 使用できるも の	—	5 年	<u>88,000</u> (ただ し、人工 呼吸器を 装着する 必要があ る者は、 <u>173,250</u> )
情 報・ 意思 疎通 支援 用具	携帯用 会話補 助装置	次のいずれ かに該当す る者で、こと ばの発声が 困難なもの ア 音声機 能又は言 語機能障 害がある 者 イ 肢体障 害がある 者(ただ し、言語に よるコミ ュニケー ションが 可能な者 に限る。)	—	携帯式で、こと ばを音声又は 文章に変換す る機能を有し、 障害者(児)が 容易に使用で きるもの	学 齢 児 以 上	5 年	<u>108,680</u>

情報・通信支援用具	視覚障害又は上肢機能障害2級以上の者	—	コンピューターの入力等が可能となる周辺機器	学 齡 児 以 上	6 年	<u>165,</u> <u>000</u>
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)	—	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	1 8 歳 以 上	6 年	<u>421,</u> <u>850</u>
点字器	視覚障害2級以上の者	—	点字板	学 齡 児 以 上	7 年	<u>11,</u> <u>40</u>
点字タイプライター	視覚障害2級以上の者	—	視覚障害者(児)が容易に操作できるもの	学 齡 児 以 上	5 年	<u>69,</u> <u>10</u>
ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者	—	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式等による録音及び再生できる製品で、視覚障害	学 齡 児 以 上	6 年	録音再生機 <u>96,</u> <u>310</u> 再生専用機 <u>39,</u> <u>60</u>

			者（児）が容易に使用できるもの			テープレコーダー <u>14,300</u>
活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の者	—	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	学 齡 児 以 上	6 年	<u>109,780</u>
拡大読書器	視覚障害があり、本装置により文字等を読むことが可能になる者	—	画像入力装置を読みたい印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	学 齡 児 以 上	8 年	<u>217,800</u>
時計	視覚障害2級以上の者	—	視覚障害者が容易に使用できるもの	1 8 歳 以 上	1 0 年	<u>14,630</u>

視覚障害者用ラジオ	視覚障害2級以上の者	—	地上デジタル放送を受信できるラジオで、障害者（児）が容易に使用できるもの	学 齡 児 以 上	6 年	<u>31,900</u>
音声ICタグレコーダー	視覚障害2級以上の者	—	日常生活用品等に取り付けたタグの情報を受信することによって、あらかじめ録音した当該物品の名称その他の情報を知らせる音声を再生できるもので、障害者（児）が容易に使用できるもの	学 齡 児 以 上	6 年	<u>43,890</u>
通信装置（FAX）	聴覚障害がある者又は発声・発語に著しい障害のある者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として本装置が必要と認めら	—	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で、障害者（児）が容易に使用できるもの	学 齡 児 以 上	5 年	<u>33,000</u>

	れるもの 【所得税非課税世帯】					
情報受信装置	聴覚障害がある者	—	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用できるもの	3歳以上	6年	<u>97,790</u>
人工喉頭	音声機能障害があり、喉頭摘出した者 【施設利用者も可】	—	—	—	5年	電動式 <u>77,110</u> 笛式 <u>5,500</u> <u>0</u> 気管カニューレ付き <u>3,410</u>

							0増
	人工内 耳用音 声信号 処理装 置（ス ピーチ プロセ ッサ）	聴覚障害が あり、人工内 耳を装着し て5年以上 が経過し、医 療保険の給 付制度を利 用して本装 置の買い替 えが出来な いと判断さ れた者  【施設利用 者も可】	—	—	—	5 年	<u>220,000</u> ただし、 民間保険 を活用す る場合 は、装置 に係る総 費用額か ら保険会 社が認定 する額を 差し引い た金額と <u>220,000</u> 円を比べて いずれか 低い額を 基準額と する。
排泄 管理 支援 用具	ストマ 装具	ぼうこう又 は直腸機能 障害があり、 ストマ装具 を使用する 者  【施設利用 者も可】	—	最大6か月単 位の給付とす る。	—	—	蓄便袋 月額 <u>9,740</u> 蓄尿袋 月額 <u>12,800</u>
	収尿器	高度の排尿	—	—	—	1	<u>9,350</u>

		機能障害がある者 【施設利用者も可】				年	<u>0</u>
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能障害3級以上の者(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者)	下肢又は体幹機能に障害がある者	障害者(児)の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	学齢児以上	1回限り	200,000

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号等を含む。
- 3 「浴槽(湯沸器含む。)」については、市長が必要と認める場合には、「浴槽」及び「湯沸器」を個々の種目として給付できるものとする。
- 4 種目のうち、老人保健法及び介護保険法の施策の対象となる用具等については、原則として次に掲げる者に対し給付を行わない。
  - (1) 介護保険法第9条第1号に規定される者
  - (2) 介護保険法第9条第2号に規定される者のうち、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条に規定する疾病に該当する者